

公共工事における建退共の適正履行について

不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室

建退共に係る適正履行の確保の推進に係る背景

背景・必要性

- 受注競争の激化により、一部で、**本来は固定費であるべき労務費や法定福利費、建退共に係る費用が変動費化する動きも**
- 公共工事においては発注者により掛金の財源措置がなされる一方で、労務費や法定福利費、建退共に係る費用を適正に負担しない企業が競争上有利になり、**適正に負担する企業が競争上不利となる矛盾した状態**が発生
- 質の高い建設工事**を実施し、**建設業の将来の担い手を育成**するためには、発注者、元請・下請企業等、関係者全体で総合的な取組が必要
- 従来の証紙方式の運用において、**適正な就労状況の報告**や必要な**掛金充当の履行に課題**
- 公共工事**においては公共発注者により掛金の**財源措置がされる中で、その適正処理**にも影響



- ① **電子申請方式の導入**により、工事ごとの**就労実績の報告と掛金充当が確実かつ容易**になり、**適正履行を確保**
- ② **証紙方式**についても、電子申請方式導入に伴って**工事別の掛金充当状況を確実に記録**
- ③ 加えて、**建退共制度においてCCUSを一体的に運用**することにより、就労実績の報告と掛金充当が**さらに確実かつ容易**（CCUSの就業履歴情報を活用し就労実績を報告）

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスや処遇の見通しをもてる、②技能・経験に応じて給与を上げる、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の登録

【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

【現場情報】

- ・現場名
- ・工事の内容
- ・施工体制 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入等

カードの交付・現場での読取

現場入場の際に読み取り

技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

技能の客観的なレベル分け

レベルに応じてカードも色分け

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
初級技能者 (見習い)	中堅技能者 (一人前)	職長として現場に従事できる者	高度なマネジメント能力を有する者 (登録基幹技能者等)
〇〇技能講習	1級□□技能士	登録基幹技能者	
経験年数 ○年	経験年数 □年	経験年数 ★年	
	班長経験 □年	職長経験 ★年	

※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づく（働き方改革）
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長（生産性向上）
- 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の**将来の保障**と**コンプライアンス問題解決**のため、**建退共におけるCCUS活用を官民一体となつて推進**

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用**通知・要領等改正**、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、**CCUS活用本格実施**
 - >公共工事では**確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化**
 - >民間工事では、業界において、**掛金納付・充当の徹底を促進**
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**
- ・経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- ・令和2年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の**社保加入確認**においても**CCUS活用を原則化**

III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > **CCUS義務化**モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**）を試行
 - > **CCUS活用推奨**モデル工事（**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請等**のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の**賃金目安を設定し**、下請による**職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映**と元請による**見積り尊重**を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

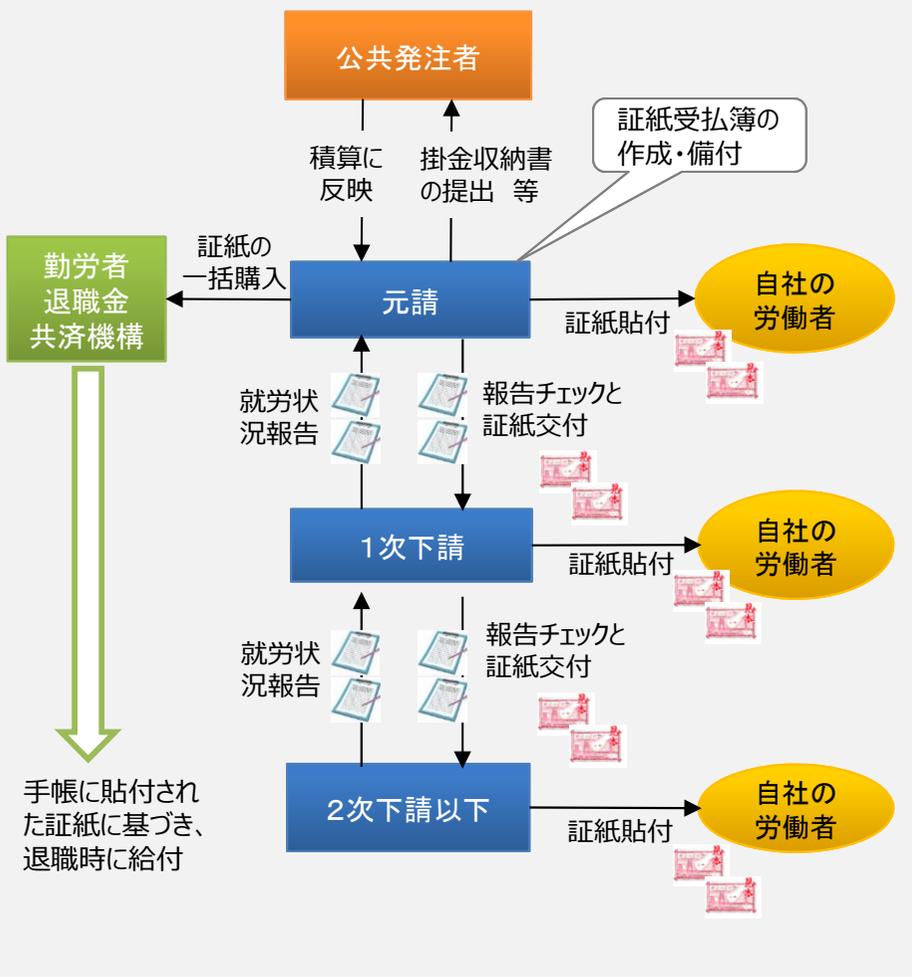
- CCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止策**
- 発注者によるCCUS閲覧等**による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した**施工実態の把握・分析**による労働生産性向上の研究
- CCUSによる**勤怠・労務管理機能強化**や**顔認証入退場への活用促進**
- 令和4~5年度までにCCUS登録と**安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化**（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、**国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁**に対し、直ちに「**業界共通の制度インフラ**」である**CCUS活用を要請**。**フォローアップ体制**を立上げ

- 建退共の電子申請方式の導入に伴い、公共工事における適正履行と一体でCCUS活用を促進
 ※なお、令和4年度目途に、電子申請方式におけるCCUSデータの活用を元請や1次下請自ら直接行うことが可能となるシステム改訂を予定

現行方式(証紙受払の書面管理)

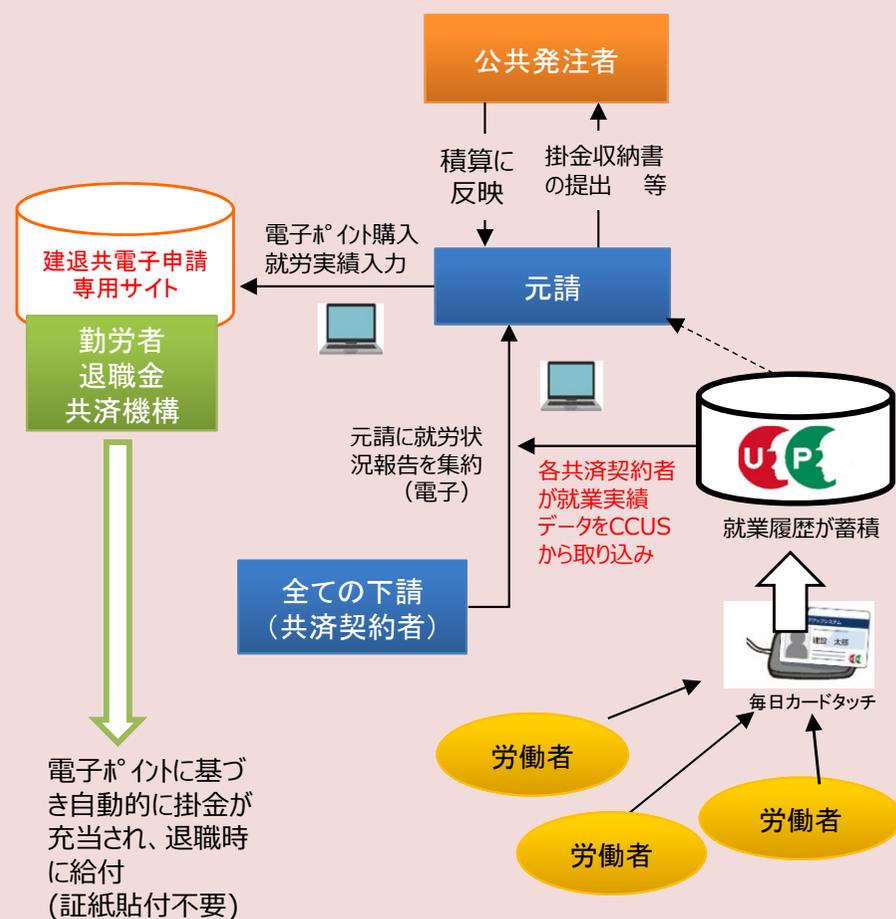
- 現行の証紙方式では、一人ひとりの技能者への証紙の交付事務が煩雑で、貼付が不徹底



順次移行を促進

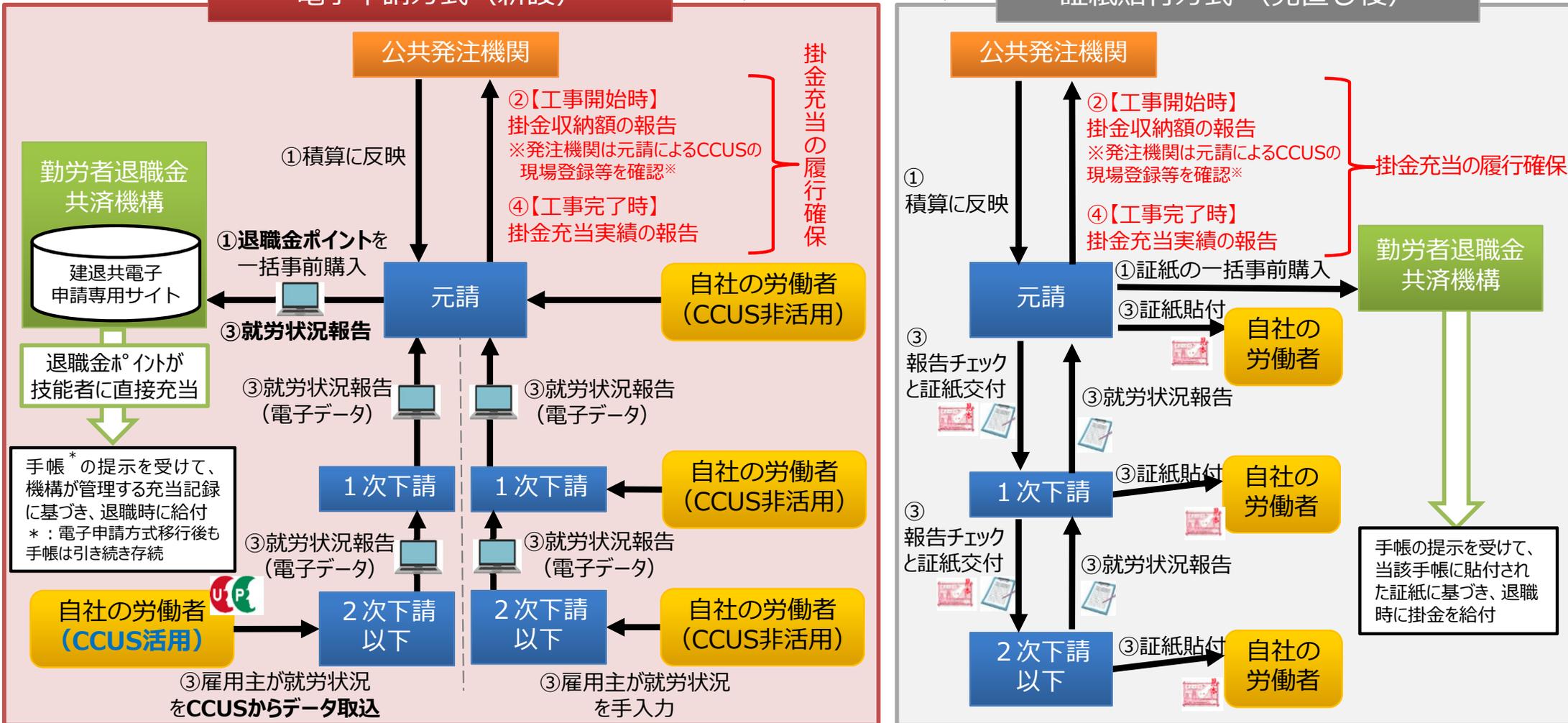
CCUS活用型電子申請方式

- CCUSで蓄積された就業履歴を掛金充当に活用し、退職金給付の徹底と事務の効率化
 ※電子申請方式のみの活用も可能 **注意**



元請は、工事ごとに、証紙貼付方式か電子申請方式かを選択

電子申請方式 (新設) ←→ 証紙貼付方式 (見直し後)



(※)CCUS運営協議会総会申合せ(R2.9.8)(登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じる)の趣旨を踏まえ措置

※なお、令和4年度目途に、電子申請方式におけるCCUSデータの活用を元請や1次下請自ら直接行うことが可能となるシステム改訂を予定

【建退共との連携】令和3年度からの運用のポイント①

履行強化のための運用のポイント

※民間工事においても、発注者の関与以外の部分は同様

1. **元請は、工事ごとに証紙貼付方式か電子申請方式かを選択**（下請にも同じ方式によるよう求める）
公共発注機関は、契約時に提出される書類の種類で元請の選択した方式を確認

2. 掛金充当方法

電子申請方式(現行の証紙との違い)

- 「退職金ポイント」により掛金を充当
- 退職金ポイントは元請が専用サイトで工事前に一括購入
- 下請が毎月就労状況報告を元請に電子データで提出、元請が機構に報告、機構が退職金ポイントを付与
- 就労実績報告作成ツールはCCUS就業履歴情報が活用可能

証紙貼付方式(見直し後の変更点)

- 「証紙」により掛金を充当
- 証紙は元請が工事前に一括購入
- 下請が毎月就労状況報告を元請に提出、元請が下請に証紙を交付、各共済契約者が共済手帳に証紙を貼付
- 就労実績報告作成ツールはCCUS就業履歴情報が活用可能

【建退共との連携】令和3年度からの運用のポイント②

3. 事務の運用

① 工事契約段階の運用

電子申請方式(現行の証紙との違い)

- ▶ 退職金ポイント購入後に専用サイトで「掛金収納書(電子版)」発行、元請が40日以内に発注機関に提出
- ▶ 掛金収納書(電子版)に退職金ポイント購入の算定根拠を記載
⇒ 発注機関が算定根拠を確認
- ▶ 元請※がCCUS現場登録・カードリーダー設置状況を掛金収納書(電子版)に記載
※CCUS登録事業者の場合、CCUS運営協議会申合せの趣旨に則り、カードリーダー設置等
⇒ 発注機関が記載内容を確認、必要に応じて対応を促す

証紙貼付方式(見直し後の変更点)

- ▶ 証紙購入後に金融機関で「掛金収納書」発行、元請が「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を貼り付けて1か月以内に発注機関に提出
- ▶ 掛金収納書提出用台紙に証紙購入の算定根拠を記載
⇒ 発注機関が算定根拠を確認
- ▶ 元請※がCCUS現場登録・カードリーダー設置状況を掛金収納書提出用台紙に記載
※CCUS登録事業者の場合、CCUS運営協議会申合せの趣旨に則り、カードリーダー設置等
⇒ 発注機関が記載内容を確認、必要に応じて対応を促す

【参考】「建設キャリアアップシステムの利用促進に関する取組みについて」(令和2年9月8日建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せ)(抄)
登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置やスマートフォン、顔認証の活用、事後の直接入力など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、国・CCUS運営主体・各団体はこれを徹底するとともに、そのために必要となる取組みを推進する。

【建退共との連携】令和3年度からの運用のポイント③

3. 事務の運用 (つづき)

② 施工中の運用

電子申請方式(現行の証紙との違い)

- ▶ 元請がCCUS就業履歴数と就労状況報告を比較、就業履歴数が少ない場合に下請に事後補正を指導

証紙貼付方式(見直し後の変更点)

- ▶ 元請が証紙交付の都度、「工事別共済証紙受払簿」に記録
※令和3年度は元請が準備できしだい、令和4年度全面適用
- ▶ 元請がCCUS就業履歴数と就労状況報告を比較、就業履歴数が少ない場合に下請に事後補正を指導

③ 工事完成段階の運用

電子申請方式(現行の証紙との違い)

- ▶ 元請が掛金充当実績と事前購入金額を比較し「掛金充当実績総括表」を作成、発注機関に提示
⇒ 発注機関が記載内容を確認

※CCUS利用状況が低い場合、書類の追加提示を求め、特に注意して確認
就業履歴数が著しく少ない場合、元請から報告聴取

証紙貼付方式(見直し後の変更点)

- ▶ 元請が掛金充当実績と事前購入金額を比較し「掛金充当実績総括表」を作成、「工事別共済証紙受払簿」とともに発注機関に提示
⇒ 発注機関が記載内容を確認

※就業履歴数が著しく少ない場合、元請から報告聴取

建退共・電子申請方式 利用者の声



「まだ利用し始めたばかりだが、思っていたよりも難しくない。操作も、簡易マニュアルボタンのお陰でスムーズに入力出来ている。証紙の管理がなくなって、枚数を確認しながら証紙を貼り付ける作業がなくなったのでとても楽になった。」



「就労実績報告作成ツールは、被共済者を登録しておくことで、被共済者の氏名・手帳番号等の入力手間を省ける。就労実績報告作成ツールのみでも一般的に広がれば入力手間は大幅に減ると思う。」



「証紙を貼ったり、手帳をコピーする手間が省けたので楽になった。証紙を購入するために銀行へ行く手間や、証紙購入のために記入していた掛金収納書も書かなくなったので全体的に建退共事務が楽になった。購入代金の支払いもインターネットバンキングですることができ、掛金収納書も印字できるのでそこもいい点だと思う。下請へ工事情報を渡す時も、下請から就労報告もらう時もメールでのやりとりだけになったので楽。様式も簡単に印刷できるのでいい。」



「就労実績報告作成ツールは、1度操作を覚えれば、とても便利で使いやすいと思う。電子申請専用サイトは、証紙の購入、貼付をしなくて良いので大変便利。」



「簡易的なヘルプがHPですぐに見られるのは助かる。これまで半日近くかかっていたような証紙貼り等の作業が大きく省かれ、楽になった。」



「電子申請専用サイトは複雑な作業もないので分かりやすい。証紙を一枚一枚貼付していた時と比べるとはるかに作業効率が上がり、楽になった。確実に就労者本人へ払い出しを出来る所が良い。」



「毎月、必要数のみをその場で購入することができるため、貯藏品(証紙)を持つ必要がなくありがたい。証紙の貼付は生産性のない作業だったため、簡略化できありがたい。」



「大変便利、よく使っている。作業員等のデータなども蓄積されていくので、助かっている。電子申請専用サイトは、使い始めたばかりだが、便利に使える。工事別業者別一覧は様式としてでるので、集計も一目瞭然なので、使いこなせば大変便利になると思う。周知してくれている業者もいて、建退共事務の簡素化ができると思う。」



「下請も電子申請方式になって順調に進んでいる。」



「自社工事分として手帳保持者全員分を一度に処理できて、証紙貼り付け・押印・手帳更新作業が無くなりとても楽になった。最初は電子申請も時間がかかったが、慣れればとても便利だと思う。」



「紙の貼り付け、購入枚数などの管理は、とても煩雑なので、この形は、とてもよい。早く変えてほしかった。銀行へ行くことや、証紙の貼り付け、手帳の更新は、大変なので、電子記録媒体でやるのは、絶対に必要だと思う。」

 電子申請方式はCCUSとセットでないといけないのですか？

- 電子申請方式だけで利用ができます。元請企業が現場ごとに、電子申請方式か、証紙方式かを選択して実施していただくことになります。
- さらにCCUSを活用して、CCUS上の就業履歴情報を取り込めば(CSV連携)、効率的・正確に行っていただけます。

 証紙と電子申請方式の電子ポイントが混在すると処理が煩雑にならないか心配です。

- 電子申請方式を利用するかどうかは、元請が現場ごとに実施することになりますので、**同一現場での混在は生じません。**

 電子申請方式を使用する場合、工事現場で従事する下請企業と技能者全員がポイントの対象となるよう登録しなければならず、煩雑に思えます。

- 電子申請方式の利用のための申請は、概ね1週間程度で手続きが完了します。建退共ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、建退共支部へ提出していただくことになります。
- また、初期設定を行えば、毎月の作業は簡単ですので、作業の手間を省くことができます。**1度登録すれば、他の工事でも電子ポイントで処理できます。**

 電子申請方式では、技能者が自分で蓄積状況を確認するのが手間にならないでしょうか？

- 技能者がご自身でも建退共あてに掛金の蓄積状況の情報提供を求めていることが可能です。申出から約2週間程度で掛金納付状況を記載したはがきが発送されます。

※電話で建退共本部へ発行依頼するか、建退共HPより「掛金納付状況通知の発行依頼」をダウンロードして必要事項を記入のうえ建退共本部へ郵送、FAXまたはメールで送付してください。
FAX(03-6731-2895)、メール(kt-po-payment@tais yokukin.jp)

 電子申請方式では、就労実績報告作成ツールの作成作業をそれぞれの下請企業が自分で行わねばならないのでしょうか。元請や1次下請が代行できると助かるのですが。

- 電子申請方式でも、証紙の場合と同様に、就労実績報告作成ツールで元請企業や1次下請企業が代行して処理を行うことが可能です。
(なお、CCUSと連携させる場合は、現在は、CCUSからの就業履歴の取込みは各下請が自ら行う必要があります。これについては令和4年度から改善する予定ですので、まずは電子申請方式のみの活用を進めていただくのもおすすめです)

 就労実績報告書の作成が煩雑に感じられてしまいます。

- 被共済者の登録などの初期設定が必要にはなりますが、**紙の印刷・郵送の手間の軽減や証紙の管理が不要となるなど、事務処理が非常に簡便になると思います。**利用者の声でもそのような声が寄せられています。



技能者にとっては、証紙(手帳)と電子ポイント両方を持つことになるので、退職金掛金の管理が煩雑にならないか心配です。

○電子申請方式の電子ポイントと、証紙(手帳)を両方もっていただくこととなりますが、**退職時には両者を合算して退職金が給付されるので、管理面の心配はありません。**



○また、共济手帳の更新について、証紙貼付欄が250日分満了となったときだけでなく、満了とならなくても2年ごとに更新できる定期更新の手続が新たに設けられました。更新により、それまでの証紙分と電子申請分の掛金納付実績が手帳の表紙に表示され、確認することができます。



同一現場で、CCUS登録済みの技能者と、CCUSに未登録の技能者が混在すると、かえって確認の手間が増える心配があります。

○CCUS連携を活用いただく場合、当該工事の現場で従事する技能者の技能者登録がなされていることが推奨されます。



○一方で、**①比較的規模が大きい現場で、現場に従事する技能者のCCUS登録を進めやすい場合、②1次下請企業などが処理する場合で、自社の下位の施工体系に属する下請企業の技能者の登録が完了している場合に、CCUS連携を活用して便利だという声をいただいています。**



1日で複数の現場で仕事をした場合はどうするのか？



○1日で複数の現場で仕事をした場合でも、**雇用主が同じ場合は1日分の掛金です。どの元請に対して報告するかは、雇用主がツールを利用して5号様式(被共济者就労状況報告書)を修正し報告してください。**



CCUS技能者であっても、就業履歴の蓄積が不徹底だと、再度確認の手間が増えて不便にならないか心配です。

○CCUS連携のメリットを感じていただくには、当該工事について技能者の履歴蓄積が徹底されていることが望めます。



○**元請事業者などにおいて、日々の朝礼での周知や現場の掲示による周知など、日々の就業履歴の蓄積が確実になされるよう周知徹底していただくことが有益です。**



現行の仕組みでは、CCUSのデータ取込み(CSV方式)を元請や1次企業が下位下請を代行できないので不便です。



○**令和4年度目途から、元請や1次下請企業がCSV方式を代行して行うことができるようシステム改修を予定しています。**



CSV方式が面倒だという声を聴くことがありますが、どうでしょうか。



○実際に利用していただいている事業者の方からは、**当初の立上げの時期には戸惑いなどがあったとしても、慣れてしまうと便利だという声をいただいています。**ぜひご活用いただき、なじんでいただければと思います。



余った電子ポイントはどうするのか？

○建退共制度の適正履行の観点から**事業主には、工事ごとに必要な退職金ポイント数を適切に見積り購入いただき、掛金収納書の提出及び掛金充当実績総括表等により所用の確認を行うこととしています。退職金ポイントは工事ごとに使い切られることが基本となります。**(なお、電子申請専用サイトで「工事完了登録」をすると、当該工事に紐づいている本支店事業の主勘定(自社工事)に自動的に移動します。)